

おいしい食べ物とおいしいお酒のまち、「食の都よいち」で心を燃やせ！
【余市町広報業務支援員】を募集します！

～北海道余市町～

余市町は、日本海に面した海岸部に拓かれ、まちの中央を流れる余市川が育んだ地味肥沃な土壌によって、古くから水産業と農業により発展してきたまちです。

ニセコ近郊で高品質な雪、冷涼で寒暖差のある気候に恵まれ果樹産地としては全道トップ、季節ごとに水揚げされる旬の水産物やそれらを使った加工品、さらには全国トップレベルのワインぶどう産地であることから、余市町産ワインやニッカウヰスキーといった豊富な資源に育まれ「食の都よいち」がつくられています。

2018年には、高速道路の余市インターチェンジが供用開始となったことで、札幌圏がぐんと近くなったことに加え、ニセコリゾートエリアからも1時間圏内という国内外からの観光客にとって利便性の高い場所に位置しています。

そんな余市町では、話題のトピックスやイベント等を取材し、分かりやすく町内外に広く発信するため「余市町広報業務支援員」を募集します。

隊員は、町内の魅力ある「ひと・もの・こと」の取材を通じた町内情報や写真撮影の充実により、広報紙や町ホームページ等での情報発信の強化に資する活動を実施していただきます。余市町の地域活性化のためあなたのクリエイティブなアイデアを生かして新しいチャレンジをしてみませんか？

【募集概要】

配置先	余市町役場総務部地域協働推進課
募集人員	余市町広報業務支援員 若干名
委嘱形態 ・期間	余市町地域おこし協力隊員として、余市町長が委嘱します。 隊員は、町との雇用関係ではなく、活動委嘱契約を締結して活動します。委嘱期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、最長3年間委嘱します。
地域協力 活動内容	<ul style="list-style-type: none">・広報誌やHP等で使用する写真の充実・町内資源である「ひと・もの・こと」の取材、記事作成、情報発信・写真撮影や取材による町民との交流、イベントの開催・広報誌デザイン等に係る助言、広報誌梱包・配付等の作業支援・その他町の広報に係る活動
募集対象	次の要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none">① 申込み時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等にお住まいでの活動を開始するまでに余市町に住民票を異動できる方② 普通自動車運転免許のある方（着任までに取得見込みの方も含む。）③ 心身ともに健康で、地方創生に关心があり関係者とコミュニケーションを図りつつ、地域の活性化に意欲と情熱を持って活動できる方④ Word、Excel等基本的なパソコン作業及びSNSを活用できる方⑤ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方⑥ 活動期間終了後、余市町への定住に意欲的な方⑦ 現在の住所地において公租公課に滞納のない方⑧ 写真撮影・取材業務経験のある方又は出版社等で取材、編集等の業務の

	経験のある方
活動日数等	活動日数や活動時間は、役場と協議の上活動委嘱契約に基づいて決定します。 ※委嘱期間中であっても活動内容によっては変更の可能性あり。
報償等	月額 233,000円 ※活動に不可欠な専門性の高いスキルや経験を有する隊員は、 月額 275,000円 ・国民健康保険税、年金保険料は自身で加入・納付の必要があります。 ・賞与、手当および退職金の支給はありません。
活動経費の助成	予算の範囲内で助成します。(車両助成費、住宅費(月額 30,000円を上限に家賃の 1/2 以内)、通信費、消耗品費、研修費、旅費、傷害・損害保険料、その他事業に必要な経費) ●敷金・礼金、駐車場料金、光熱水費のほか余市町への転居に伴う費用や生活備品等は自己負担です。 ●活動の際はご自身の車両での移動が基本となりますのでご準備ください。 ●対象となる活動経費は、活動の用に供されるものであり、汎用性が高く活動以外でも使用の疑念が生じるものは対象外です。 ●退任後、起業(承継)補助金の支給制度があります。(上限 100万円)
申込受付期間	令和5年1月11日(水)～令和5年2月8日(水) ※郵送の場合当日消印有効。 ※応募書類は返送いたしませんのでご了承ください。
選考の流れ	【応募方法】 申込受付期間までに、次の書類を以下の申込み先に提出してください。 ① 余市町地域おこし協力隊応募用紙 ② 自己PR資料等(様式任意) 【選考方法】 ① 一次選考：書類選考 ② 二次選考：一次選考合格者を対象に、web会議システム「zoom」によるオンライン面接試験にて行います。 ③ 選考結果は、概ね10日前後をめどに通知します。
留意事項	●選考経過及び結果等に関する問い合わせにはお答えできません。 ●内定後、町との協議なく委嘱開始時期までに着任ができない等活動開始にあたり町の不利益となることが想定される場合は、 <u>内定を取り消します</u> 。 ●委嘱後は規律を順守して行動し、町の指示及び指導に従っていただきます。隊員としてふさわしくないと判断した場合は、 <u>委嘱中であっても委嘱を取り消します</u> 。 ●雇用保険に加入しないことから、事件・事故等のリスクに備え、隊員自ら手続きのもと <u>傷害・損害保険に加入</u> していただきます。 ●活動に支障を来さないと認められる場合は副業を認めます。 ●応募前に活動イメージをよりはっきりさせるため、ご自身の目で地域を見ていただくこと、担当者と顔を合わせてご相談いただくことをお勧めします。 ●少しでも興味がある方、気軽にお問い合わせください！！！
申込み・お問い合わせ先	北海道 余市町役場 総務部企画政策課 企画推進係 〒046-8546 北海道余市郡余市町朝日町26番地 電話 0135-21-2117 FAX 0135-21-2144